平成２４年（フ）第３８５号
宮崎県西都市旭１丁目104番地
債務者　吉田　眞一
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６５号
宮崎県都城市吉尾町1948番地２ソレイユ吉尾106
債務者　川瀬宏二郎
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１７４号
宮崎県都城市早水町37号３番地笠野石油ビル410号室
債務者　下沖　省吾
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３３６号
岩手県花巻市大迫町大迫第17地割45番地　市営上の台第２住宅Ａ棟４号
債務者　佐々木春奈
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８６号
長野県下伊那郡高森町上市田470番地８
債務者　長窪　博昭（旧姓鮎澤）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７０号
兵庫県洲本市本町３丁目１番18号イヴメゾン本町302号、住民票上の住所兵庫県洲本市本町３丁目１番18号中尾マンション302号
債務者　大須賀彩乃
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
富山市長江本町５番２―2202号　信開ベルシー長江Ｂ棟
債務者　大矢　大輔
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５９号
富山市長江本町５番２―2202号　信開ベルシー長江Ｂ棟
債務者　大矢　貞夫
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６４号
富山市向新庄町２丁目16番37―201号　リバーサイドエバラ
債務者　石川　千鶴
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８０号
富山市水橋中村町２番地２　市営住宅２棟401号、前住所富山市水橋中町572番地
債務者　篠田英里香
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
熊本県荒尾市荒尾1064番地
債務者　田畑　協一
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１０５号
熊本県荒尾市大平町２丁目50番地８
債務者　中道　一寿
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７４２号
熊本市西区横手５丁目３番25号　横手レジデンスⅠ号
債務者　福島須美子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７１号
青森県三戸郡南部町大字相内字荒屋敷32番地２
債務者　相内　康子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１３９１号
埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―105号
破産者　高木　利江
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
埼玉県熊谷市銀座６丁目３番36号　グランコート熊谷弐番館106号室
破産者　地主　和徳
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５１号
兵庫県西宮市越水町９番５号
破産者　川上富美子
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９５号
兵庫県尼崎市西川２丁目38番７号、前住所兵庫県尼崎市西川１丁目７番１―306号
破産者　春井由理子
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０３号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目４番20号プチメゾン泉301号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番７―208号
破産者　摂瑛斫業こと　濱田　博和
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係